平成28年度 鹿児島地方最低賃金審議会第3回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

| 開 | 催日時 | | 平成28年8月5日(金)午前9時52分~12時20分 | | | | | |
|------|---------------------------|------|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 開催場所 | | | 鹿児島合同庁舎 第2会議室 | | | | | |
| 出 | 公益代表委員 | (3名) | 石塚孔信 田畑恒春 新納幸辰 (敬称略) | | | | | |
| 席 | 労側委員 | (3名) | 大島幹敏 階元 仁 新内親典 (敬称略) | | | | | |
| | 使側委員 | (3名) | 岩重昌勝 内 道雄 吉田健朗 (敬称略) | | | | | |
| 者 | 事務局 | (4名) | 吉野労働基準部長 西田賃金室長 | | | | | |
| | | | 平松賃金室長補佐 里給付調査官 | | | | | |
| | 1 平成28年度鹿児島県最低賃金の改正審議について | | | | | | | |
| 議 | 2 その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 題 | | | | | | | | |
| 配 | 1 平成 28 年度県最賃結審状況 | | | | | | | |
| 付 | | | | | | | | |
| 資 | | | | | | | | |
| 料 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

○石塚部会長

まだ時間には余裕がありますが全員揃いましたので、ただ今から、平成28年度第3回目の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本日の部会の成立につきまして、事務局より報告をお願いします。

○西田賃金室長

本日は、公益側委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の9名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

○石塚部会長

はい、ありがとうございます。本部会は有効に成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。

前回も申しましたが、本日中には専門部会の結審を目指し審議を進めていきたいと考 えておりますので、各側のご理解をいただきたいと思います。

それで、昨日の第2回専門部会での審議内容を要約しますと、初めに、使用者側から 次のような意見表明がありました。

まず1番目は、中小企業景況調査によりますと、全産業で業況判断 DI がマイナス、鹿児島県の業況判断 DI は4-6月期はマイナス21.2となっております。日銀短観による業況判断・収益でも中小企業の先行き判断が、製造業マイナス6、非製造業マイナス3となっており、中でも小規模事業者は厳しい経営環境を強いられていることがデータ上明らかであること。

それから、熊本の関係で観光を中心として大変な状況にあることに触れられて、中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況であること。

それから、最低賃金の大幅な引き上げは人件費の増大と固定経費の増大につながり、支払 能力を超えた最低賃金の引き上げは、零細な企業・事業者に廃業を強いることになる恐れが あるということ。

それから、県民所得の地域間格差は離島を中心に大きいものがあるが、最低賃金の適用に おいてはその格差が全く考慮されないこと。そのために、最低賃金改定においては、地域社 会の維持・存続のために、所得の低い地域に特に配慮すべきであるということ。

それから、目安21円の最低賃金の引き上げは、影響率が3万人を超え、中小、あるいは 小規模企業の経営に大きな打撃と影響を及ぼす恐れがあること。

それから、賃金決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表の データを特に重視した審議を行っていただきたいと主張されたうえで、それに基づいて0. 9パーセントアップの6円の金額提示がありました。

その後、労側の方からは新たな資料を基に、まず鹿児島県からの人材流出に歯止めを かけるためには、一番下の初任給を上げないといけないけれども、賃金の引上げは働く 人を下支えするもので重要であり、最賃のところにいる人が生活でき、そしてまた結婚 もすることができるようにするためにも、少子化対応の面からも最低賃金の役割は大き いこと。

それから、働いていても一人親世帯の貧困率は高い現状にあるので、最低賃金の引き上げを図ることは重要であること。

それから、パートの募集賃金をみると、実態としては全体的に賃金が上昇していると

言えるのではないかということ。

さらには、全国との格差を縮めていくべきであるなどが主張されました。

これらのご意見を受けて個別協議を行った結果、労働者側が27円、使用者側が6円 ということで、当初金額の開きが大きかったわけですが、労使双方とも弾力的に検討し てみたいということで、持ち帰って歩み寄りに向けた検討をお願いしたところです。

本日はまず、平場でお互いの検討結果などのご意見をお出しいただいて、それを聞きながら合意できるか否かについて審議を進めることに致します。平場で合意に至らなかった場合には、また個別協議を重ねて、結論の取りまとめに向けて審議をしていきたいと思っております。

そういう形で進めようと思っていますが、本日の審議はこのような形で進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

どうもありがとうございます。それでは異議はないようですので、この場で再検討されたご意見をお伺いしたいと思います。まず労側の方から、続いて使側の方からご発言をお願いしたいと思います。では労側の方からお願いします。

○新内委員

私はやはり賃金、最低賃金も、生活できる水準にあるべきだと思っています。今まで 少子高齢化だとか人口減少の問題を含めて、最賃で全部解決できるとはもちろん思って いませんが、そういうものも含め、それから賃金があるべき姿として、今の最低賃金の 全国あるいは東京との格差は少しでも広げたくないという思いもありますので、22円 ということで検討いただければと思います。

○石塚部会長

ただ今、労側からは、生活できる水準をきちんと確保したい、それから生活できるためにあるべき最賃の水準というのがあるのではないか、それから格差を広げたくない、

といったことから労側から22円という金額が提示されましたが、それでは使側はどうでしょうか。

○岩重委員

使側は21円の目安に了解ということで、本日採決までいっていただければと思います。その裏付けの主張は、申し上げたいことは甚だ多岐にわたりますけれども、できるだけ迅速な審議をし、そして早く施行するように委員の一人として会議を進めるべきだという判断からそのような金額で了といたしますので、よろしくお願いします。

○石塚部会長

使側からは21円、目安額ということで金額の提示がありました。理由は昨日いろいろおっしゃっていただいたことが理由で、それとできるだけ早く結審して、まあ10月1日に向けてということだと思いますが、ということも考慮して21円、目安でということが提案されましたが、この金額、今22円と21円ということになっていますが、この金額につきまして、理由については昨日ご議論いただいたので大体出尽くしていると思いますが、今日出てきた金額につきまして質問あるいはご意見等ございましたら、更に出していただければと思いますが。

(意見・質疑なし)

〇石塚部会長

ございませんでしょうか。それでは金額に至るまでの過程についての議論は昨日大体 出尽くしていると思います。あとはこの金額をどうするかということになる訳ですけれ ども、ご意見がなければ平場ではたぶんこのまま膠着状態だと思いますので、また個別 協議の方で交渉させていただきたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは個別協議に入ります。では最初に労側の方からやります。

(公労個別協議)

(公使個別協議)

(公労個別協議)

(公使個別協議)

○石塚部会長

それでは、再開いたします。当専門部会は、8月1日の第1回専門部会から本日まで 3回に亘り審議を重ねて参りました。

公益側としましては、全会一致を目標にして、個別協議を行いながら労使双方の主張をお聞きし、公益側の意見も労使各側に十分にお伝えし、ご協力をお願いしてきたつもりでございます。しかしながら、労働者側は目安プラス1円の22円、使用者側は目安額の21円を主張されております。

公益側としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、 一致を見るに至っておりません。ここで、公益見解を示して、最終的に採決により賛否 をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは、ここで公益委員のほうで協議をして、公益委員見解をまとめることが必要ですので、15分程度休憩をとりたいと思います。11時10分から再開致しますので、しばらく休憩してください。

(休憩)

○石塚部会長

再開致します。それでは公益委員見解を申し上げます。

公益委員見解は、労働局長からの諮問にもありました、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」に配意し、また、中賃の考え方に基づき比較すると、最低賃金が生活保護を下回っていないということを確認したうえで、次のような理由でまとめたものです。今皆さんのお手元にある公益委員の見解を読み上げさせていただきます。

平場での協議、並びに公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りは期待できない状況に至りました。そこで県最賃専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を以下の通り示します。

- ① 中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」及び「日本再興戦略 2016」に配意した上で諸般の事情を総合的に勘案して審議してきた。」とされているところであり、この公益委員見解のDランクの目安額 2 1 円を最大限参酌することとした。
- ② 真に生活できる賃金水準と地域間格差を拡大すべきでないことから、所得の低い地域に特に配慮したものにすべきである。鹿児島県からの人材流出に歯止めをかけるためには、一番下の初任給を上げるとともに、最賃に近い賃金水準の人の生活が出来るようにするべきであり、一方で少子化対応の面からも最低賃金の役割は大きく、全国との格差を縮めていくべきであること等について考慮した。
- ③ 当県においては、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、全国と比較して厳しい経営環境を強いられていることや、大企業と中小零細企業、中央と地方とでは、景気回復の感覚に開きがある。その中で、人口減少・少子高齢化による需要の減少と人手不足による人件費の増大にもかかわらず、中小零細企業ではコスト増の価格転嫁ができずに利益が圧縮されているという厳しい経営実態にも配意する必要がある。
- ④ 地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費の拡大のためには、 賃金の上昇、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。 これらの事実関係を総合的に勘案して、公益見解としましては、21円上げて、平成2 8年の最低賃金を715円としたい。

以上の理由で鹿児島県の最低賃金につきましては、時間額を21円引き上げて71 5円に改正決定する。 「適用する地域」、「適用する使用者」、「適用する労働者」、「最低賃金において賃金に算入しないもの」は、従来どおりとする。「効力発生日」は、法定どおりとする。 以上が、公益委員の見解でございます。

この見解をもちまして、当専門部会の結論としてよろしいかどうか採決したいと思いますけれども、その前に、議事の決め方につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

○西田賃金室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決める。」となっております。 以上でございます。

○石塚部会長

ありがとうございます。それでは議事の決め方につきましては、事務局よりいま説明 があったとおりでございます。それでは、お諮り致します。

公益委員見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益委員2名、 労側委員3名、 使側委員3名、 合計8名)

○石塚部会長

次に、反対の委員は挙手をお願いします。

(公益委員0名、 労側委員0名、 使側委員0名、 合計0名)

○石塚部会長

採決の結果、公益委員見解に

賛成の委員は、8名

反対の委員は、0名 でございます。

従いまして、賛成多数により、ただ今の公益委員見解を当専門部会の結論とすること に決定いたしました。なお、この結論は、本審に私の方から報告することになります。 部会報告書に作成につきまして、事務局で何かありましたら報告をお願いします。

○西田賃金室長

結審時に作成する部会報告書の件でございますが、本年度も昨年度と同様に生活保護 水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく 乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこのことを示す資料を添付させて いただきたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

○石塚部会長

それでは結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは、事務局は報告文の準備をお願いします。しばらくお待ちください。

(作成後、事務局:報告文を部会長に、報告文写しを各委員へ配付)

○石塚部会長

それでは報告文を読み上げます。別紙1を開けてください。

鹿児島県最低賃金

- 適用する地域
 鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 715円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日 法定どおり

別紙2につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということです。

- 1 地域別最低賃金は、
- (1) 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 678円
- (3) 発効日 平成26年10月19日
- 2 生活保護費につきましては、
- (1) 比較対象者 12歳から19歳の単身世帯者
- (2) 対象年度 平成26年度
- (3) 生活保護費は、ここに書いてあるとおりです。

生活保護に係る施策との整合性につきましては、上記1の(2)に掲げる金額の1か月 換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っている とは認められなかった、ということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

はい、ということで、こういう形で一応決まったということになります。

○石塚部会長

それでは以上でこの専門部会での審議は終わりですが、長時間ご審議していただきありがとうございました。

専門部会結審に伴います第3回の本審は、本日の午後5時30分からの開催となりますので、ご出席をお願いしたいと思います。

それでは、本日が最後の専門部会ですが事務局の方から何かございますか。

○吉野労働基準部長

最後の専門部会ですので、私のほうから簡単にご挨拶させていただきます。

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、7月12日に局長より改正に係る諮問をさせていただきまして、当専門部会を設置のうえ、8月1日から3回に亘って部会を開催してまいりました。

今年度も、非常に暑い中での開催になりまして、委員の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、ご出席いただき、また石塚部会長を始め、委員の皆様方には、鹿児島の最低賃金がどうあるべきかにつきまして真摯にご審議をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

今年度の改正審議につきましては、採決の結果、全会一致ということになり、公労使それ ぞれのお立場の中で715円で結審いただき、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。 今後は、本日の夕方第3回の本審が開催され、その中で部会長報告がなされることになっ ておりますけれども、引き続き各委員の皆様におかれましては、ご協力をお願い申し上げま して、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。以上です。

○石塚部会長

どうもありがとうございました。それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は吉田委員にお願いします。

それでは長時間にわたりましたが、これをもちまして、第3回専門部会を閉会します。 どうもご協力ありがとうございました。

| 議事録署名 | | | |
|---------|--|--|--|
| 部 会 長 | | | |
| 労働者代表委員 | | | |
| 使用者代表委員 | | | |